官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務四七）　二
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令（同四八）　三
〔法規的告示〕
○租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（農林水産六八三）　三
〔その他告示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（外務一六三）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一六四）　六
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁八）　七
○史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同九～一二）　八
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同一三）　八
○航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通三五二）　九
○水先人に免許を与えた件（同三五三）　九
○特定社会基盤事業者を指定した件（同三五四）　九
〔国会事項〕
内閣　内閣府　法務省　会計検査院　一〇
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　二
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　三
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一四）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、迫川上流土地改良区役員の退任及び就任、北上川沿岸中田地区土地改良区役員の就任、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、準禁治産、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一四
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第四十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行及び住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）の施行に伴い、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）	（都道府県知事に通知する住民票の記載等に関する事項）
第十一条　［略］	**第十一条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。	3　令第三十条の五第三号に規定する総務省令で定める記載の修正の事由は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一　［略］	一　［同上］
二　次に掲げる氏名若しくは氏名の振り仮名又は住所に係る記載の修正を行った場合　軽微な修正	二　次に掲げる氏名又は住所に係る記載の修正を行った場合　軽微な修正
イ～ヘ　［略］	イ～ヘ　［同上］
ト　イからヘまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名若しくは氏名の振り仮名又は住所に係る記載の修正	ト　イからヘまでに掲げるもののほか、総務大臣が適当と認めるものに伴う氏名又は住所に係る記載の修正
三　［略］	三　［同上］
4・5　［略］	4・5　［同上］
（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除に係る請求書の記載事項）	（旧氏の記載、変更及び削除に係る請求書の記載事項）
第四十二条　令第三十条の十四第一項、第三項及び第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。	**第四十二条**　令第三十条の十四第一項、第三項及び第四項に規定する総務省令で定める事項は、氏名、住所並びに住民票コード又は出生の年月日及び男女の別とする。
（旧氏及び旧氏の振り仮名の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類）	（旧氏の記載及び変更に係る請求書の提出の際に添付する書類）
第四十三条　令第三十条の十四第一項及び第三項に規定する総務省令で定める書面は、戸籍法第十二条の二に規定する除籍謄本等とする。	**第四十三条**　令第三十条の十四第一項及び第三項に規定する総務省令で定める書面は、戸籍法第十二条の二に規定する除籍謄本等とする。
（旧氏等記載者に関する読替え）	（旧氏記載者に関する読替え）
第四十四条　令第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名若しくは氏名の振り仮名」とあるのは「次に掲げる氏名若しくは氏名の振り仮名若しくは旧氏若しくは旧氏の振り仮名」とする。	**第四十四条**　令第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名」とあるのは「次に掲げる氏名及び令第三十条の十三に規定する旧氏（以下この号において「旧氏」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。
（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）	（外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合の読替え）
第四十五条　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名若しくは氏名の振り仮名」とあるのは「次に掲げる氏名若しくは令第三十条の十六第一項に規定する通称（以下この号において「通称」という。）」と、同号ロ中「氏名若しくは通称」と、同号ト中「氏名若しくは氏名の振り仮名」とあるのは「氏名若しくは通称」とする。	**第四十五条**　法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票に通称が記載されている場合における第十一条の規定の適用については、同条第三項第二号中「次に掲げる氏名及び令第三十条の十六第一項に規定する通称（以下この号において「通称」という。）」と、同号ロ及びト中「氏名」とあるのは「氏名及び通称」とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

○総務省令第四十八号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）附則第十条の規定に基づき、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

令和七年五月二日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置を定める省令

第一条　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）による改正後の住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「新令」という。）第三十条の十四第三項（住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する旧氏等記載者のうち、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている旧氏（新令第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び旧氏の振り仮名（同条に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）の変更の請求をする者であって、請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る新令第三十条の十四第三項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
並びに	及び
こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

2　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令附則第六条の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項に規定する旧氏記載者のうち、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏の変更の請求及び請求をしようとする旧氏に係る旧氏の振り仮名の当該住民票への記載の請求をする者であって、当該請求をしようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る同項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
並びに	及び
こと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること	こと
戸籍謄本等	戸籍謄本等並びに当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除く。）

第二条　前条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第三項の請求を受けた住所地市町村長（同条第一項に規定する住所地市町村長をいう。）は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

附　則

この省令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百八十三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三十一号）の施行に伴い、平成十九年農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～三　（略） 四　前三号に該当しない者にあっては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。 イ　（略） ロ　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 (一)　個人　現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～三　（略） 四　前三号に該当しない者にあっては、経営規模の拡大を行おうとする者（地域の農業の担い手になる見込みがあると認められる者に限る。）として、次に掲げる要件の全てを満たしていること。 イ　（略） ロ　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。 (一)　個人　現に農業に従事している農業経営の経営主、農業後継者又は新規就農希望者（租税特別措置法施行令第四

十二条の四第三項に規定する土地（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第三十一条の三の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十二条の四第三項に規定する土地を含む。以下「農地等」という。）の取得後速やかに当該農地等を用いて農業を営むと認められる者をいい、農業後継者を除く。以下同じ。）であって、かつ、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること（農業経営の経営主であって、かつ、六十五歳以上である場合には、その後継者が現に農業に従事しているか、又は速やかに従事する見込みがあると認められるときに限る。）。

(二)　（略）

ハ～ホ　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○外務省告示第百六十三号

令和七年三月二十一日にマニラで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百五十億円（六五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）として、アジア開発銀行及び他の金融機関による気候変動対策プログラム及びユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画（以下「改革計画」という。）においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として、各計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年一・五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2)　(1)(c)に規定するそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピン共和国政府の権限のある当局が、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、既に行った予算支出又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　フィリピン共和国政府は、フィリピン中央銀行におけるフィリピン共和国政府の名義の国家予算勘定に借款の円貨による支出額に相当する額をフィリピンの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入される。計画1の額は、アジア開発銀行及び他の金融機関による気候変動対策プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として使用され、また、計画2の額は、アジア開発銀行及び他の金融機関によるユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラムのサブプログラム2の下でのフィリピン共和国政府の改革計画においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として使用される。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

6　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

(2)　(1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の整理又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、フィリピン共和国の法令によって認められる範囲において、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を共同で随時検討し、並びに改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　エンリケ・Ａ・マナロ閣下

付表

		（限度額）
1	気候変動対策プログラム	三百五十億円
2	ユニバーサル・ヘルス・ケア構築プログラム	三百億円
	総額	六百五十億円

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　エンリケ・Ａ・マナロ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千六十五億八千万円（一〇六、五八〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から6欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間、支出期間及び遡及期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、フィリピン共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してフィリピン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためフィリピン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。

(a)　借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(c)　計画の実施に必要な生産物又は役務の供給のために実施される支払及び当該供給から生ずる所得に関し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(d)　計画の実施のために供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に関し、計画の実施に従事する日本国民である被用者に対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　(1)の規定に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の整理又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びフィリピン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9　(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて借款の使用を共同で随時検討し、並びに借款の効果的な使用を確保するために必要に応じ適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招請される。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びフィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也

フィリピン共和国
外務大臣　エンリケ・Ａ・マナロ閣下

付表

1	2	3		4	5	6
事業計画名	供与限度額	利子率		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）	遡及期間
1　ダバオ市バイパス建設計画（第三期）	四百六十三億三千八百万円	〇・六五パーセント		十年の据置期間の後三十年	七年	二千十五年八月二十五日
		コンサルタントに対する支払部分	〇・五五パーセント			
2　パッシグ・マリキナ川河川改修計画（フェーズⅣ）（第二期）	四百五十七億五千九百万円	〇・六五パーセント		十年の据置期間の後三十年	十一年	二千十八年十一月二十一日
		コンサルタントに対する支払部分	〇・五五パーセント			
3　カビテ州産業地域洪水リスク管理計画（第二期）	百四十四億八千三百万円	二・二五パーセント		十年の据置期間の後二十年	九年	二千十七年十月三十日
		コンサルタントに対する支払部分	〇・五五パーセント			
総　額	千六十五億八千万円					

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八百五十八億千九百万円（八五、八一九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）の1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各計画につき付表の2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に付表の3欄から5欄までにそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、それぞれ、ＪＩＣＡが当該借款契約に係る計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　付表の5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、バングラデシュ人民共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十一日にマニラで

フィリピン共和国
外務大臣　エンリケ・Ａ・マナロ

フィリピン共和国駐在
日本国特命全権大使　遠藤和也閣下

○外務省告示第百六十四号

令和七年三月二十五日にダッカで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（フィリピン側書簡）

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の借款の担保として使用されないことを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a)　日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもって提供すること。

(b)　要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十五日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官　モハンマド・シャハリアル・カデル・シディキ殿

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　食品安全検査能力向上計画	二百八十六億九千九百万円	一・八五パーセント		十年の据置期間の後二十年	十三年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・五五パーセント		
2　マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（第八期）	五百七十一億二千万円	一・九五パーセント		十年の据置期間の後二十年	十年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・五五パーセント		
総額					

八百五十八億千九百万円

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年三月二十五日にダッカで

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官　モハンマド・シャハリアル・カデル・シディキ

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

○文化庁告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
侍塚古墳	昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十三号	大田原市（栃木県）

○文化庁告示第九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
松倉城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	高山市（岐阜県）
前畑遺跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	筑紫野市（福岡県）
島原城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	島原市（長崎県）
越高遺跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	対馬市（長崎県）
臼杵城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	臼杵市（大分県）
与論城跡	令和七年文部科学省告示第二十三号	与論町（鹿児島県）
安倍寺跡	昭和四十五年文部省告示第百七号	桜井市（奈良県）

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、群馬県安中市に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
中山道	昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第五十五号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十八年文部科学省告示第百四十五号、令和元年文部科学省告示第八十三号、令和四年文部科学省告示第二十九号及び令和七年文部科学省告示第二十六号	安中市（群馬県）

○文化庁告示第十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、高知県室戸市及び同土佐清水市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
土佐遍路道	平成二十八年文部科学省告示第百四十号、令和三年文部科学省告示第四十八号、令和三年文部科学省告示第百六十七号及び令和七年文部科学省告示第二十五号	室戸市（高知県） 土佐清水市（高知県）
最御崎寺道		
金剛頂寺道		
金剛頂寺境内		
神峯寺道		
竹林寺道		
禅師峰寺道		
清瀧寺境内		
青龍寺道		
金剛福寺道		
観自在寺道		

○文化庁告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
納池	令和七年文部科学省告示第二十七号	竹田市（大分県）

○文化庁告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	登録告示	地方公共団体名
明神山（送迎山）	令和七年文部科学省告示第二十九号	王寺町（奈良県）
上林の風穴	令和七年文部科学省告示第二十九号	東温市（愛媛県）
穴井戸観音	令和七年文部科学省告示第二十九号	豊後高田市（大分県）

○国土交通省告示第三百五十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二日　　国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百五十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年五月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五六号	森　武仁	福島県	令和七年四月十六日	秋田船川水先区

○国土交通省告示第三百五十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

旭運輸株式会社　愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号
東海運株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十二号
伊勢湾海運株式会社　愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十号
株式会社宇徳　神奈川県横浜市中区弁天通六丁目八十五番地
株式会社上組　兵庫県神戸市中央区浜辺通四丁目一番十一号
近畿港運株式会社　大阪府大阪市港区築港四丁目一番六号
京濱港運株式会社　神奈川県横浜市神奈川区千若町二丁目一番地五十
山九株式会社　福岡県北九州市門司区港町六番七号
株式会社ジェネック　福岡県北九州市門司区港町九番十一号
商船港運株式会社　兵庫県神戸市中央区港島九丁目十番
鈴江コーポレーション株式会社　神奈川県横浜市中区日本大通七番地
株式会社住友倉庫　大阪府大阪市北区中之島三丁目二番十八号
相互運輸株式会社　福岡県福岡市博多区大博町六番十六号
第一港運株式会社　東京都江東区清澄一丁目八番十六号
株式会社ダイトーコーポレーション　東京都港区芝浦二丁目一番十三号
株式会社辰巳商会　大阪府大阪市港区築港四丁目一番一号
東海協和株式会社　愛知県名古屋市港区入船一丁目一番二十号
東京国際埠頭株式会社　東京都港区海岸三丁目二十番二十号
東洋埠頭株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番八号
ニッケル・エンド・ライオンス株式会社　兵庫県神戸市中央区波止場町六番六号
株式会社日新　神奈川県横浜市中区尾上町六丁目八十一番地
日東物流株式会社　兵庫県神戸市中央区港島四丁目六
日本通運株式会社　東京都千代田区神田和泉町二番地
博多港運株式会社　福岡県福岡市博多区石城町十四番三号
株式会社フジトランスコーポレーション　愛知県名古屋市港区入船一丁目七番四十一号
丸全昭和運輸株式会社　神奈川県横浜市中区南仲通二丁目十五番地
三井倉庫株式会社　東京都港区西新橋三丁目二十番一号
三井倉庫港運株式会社　大阪府大阪市住之江区南港中一丁目三番八十七号
三菱倉庫株式会社　東京都中央区日本橋一丁目十九番一号
名港海運株式会社　愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号
郵船港運株式会社　大阪府大阪市住之江区南港東七丁目三番二十号
株式会社ユニエックスＮＣＴ　東京都中央区新川一丁目二十八番二十四号

二　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

三　特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年五月一日

国会事項

衆議院

議案提出

四月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。

民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出）

質問書提出

四月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書（山井和則提出）

フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問主意書（屋良朝博提出）

答弁書受領

四月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則提出マイナンバーカードの更新手続の存在が保険診療の円滑な受診を阻害する可能性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出再エネ賦課金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出特定生殖補助医療に関する法律案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出こども家庭科学研究の「精子又は卵子の第三者提供による生殖補助医療の適正な実施に向けた研究」に関する質問に対する答弁書

通知書受領

四月三十日内閣から衆議院議員島田洋一提出太陽光発電設備の安全性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出米政策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出がん検診の新技術に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出山林火災の消火活動に海水を利用することに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出子どもの自殺防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員上村英明提出難民認定申請者の保護に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員五十嵐えり提出ビール製造免許及び発泡酒製造免許を有する小規模事業者の実態に係る国税庁の保有する情報の開示に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員八幡愛提出統合型リゾート（ＩＲ）開設に伴う性風俗産業及び感染症対策等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員矢﨑堅太郎提出ＮＨＫに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年五月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院

議案送付（予備審査）

四月三十日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）

質問主意書提出

四月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

原発作業員の安全管理及び労災認定基準に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇九号）

社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一一〇号）

介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一一号）

歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがＮＨＫに存在しない問題に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一二号）

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一一三号）

ＡＶ出演に係るスカウトバック対策の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一四号）

マイナンバーカードの券面デザインに関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一一五号）

答弁書受領

四月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問に対する答弁書（第一〇〇号）

参議院議員石垣のりこ提出公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問に対する答弁書（第一〇一号）

参議院議員石垣のりこ提出精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることに関する質問に対する答弁書（第一〇二号）

参議院議員浜田聡提出保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

通知書受領

四月三十日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問（第一〇四号）（答弁することができる期限　五月九日）

参議院議員浜田聡提出雇用保険に未取得状態の労働者における「一週間の所定労働時間」の算定に関する質問（第一〇五号）（同　五月九日）

人事異動

内　閣

○法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦

法務大臣鈴木馨祐海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十九日）
国務大臣　伊東　良孝

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる

○農林水産大臣臨時代理解職
同　福岡　資麿

農林水産大臣江藤拓帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職
同　赤澤　亮正

経済産業大臣武藤容治帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣武藤容治帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる
（東京簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　脇本　道治

願に依り本官を免ずる
（名古屋地方裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　生田　大輔

（広島家庭裁判所判事兼広島地方裁判所判事・広島簡易裁判所判事）同　札本　智広

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上四月三十日）

内閣府

（大臣官房）内閣府事務官　中道紘一郎

参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に昇任させる（六年十月九日）

（企画官（政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総括担当）付））内閣府事務官　須藤　圭亮

大臣官房に配置換する

大臣官房参事官に併任する（六年十月十五日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　柿澤　雄二

内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（大学改革・ファンド担当））に併任する（一月一日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　坂内　俊洋

内閣府技官（参事官（市場システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））に転任させる
（参事官（市場システム担当）（政策統括官（経済社会システム担当）付））内閣府事務官　木尾　修文

デジタル庁に出向させる（以上一月六日）
（参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　中道紘一郎

内閣府本府規制改革推進室参事官に併任する（一月十四日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　渡邉　倫子

内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（大学改革・ファンド担当））の併任を解除する（一月三十一日）
（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当））内閣府技官　梅原　徹也

科学技術・イノベーション推進事務局参事官（事業推進総括担当）の併任を解除する

経済産業省に出向させる（三月三十日）
（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　松尾　浩道

文部科学省に出向させる
（大臣官房）同　田中愛智朗

令和七年三月三十一日限り定年退職
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　松木　秀彰

内閣府事務官（孤独・孤立対策推進室参事官）の併任を解除する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　谷　浩

内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当））の併任を解除する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　黒羽　真吾

内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当））の併任を解除する
（大臣官房参事官）内閣府事務官　酒巻　浩

内閣府本府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室参事官の併任を解除する

総務省に出向させる
（迎賓館次長）同　古矢　一郎

辞職を承認する
（内閣府本府国際調整官（政策統括官（共生・共助担当）付））
同　中田　昌和

（沖縄総合事務局総務部長）同　中村　敏昭

令和七年三月三十一日限り定年退職（各通）（以上三月三十一日）
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　渡邊　昇治

内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局審議官）の併任を解除する

内閣府技官（科学技術・イノベーション推進事務局統括官）に併任する
（人事院事務総局）人事院事務官　安部　哲弥

内閣府事務官（再就職等監視委員会事務局長）に転任させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　阿蘇　隆之

内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に転任させる
（厚生労働省大臣官房公文書監理官）厚生労働事務官　中井　雅之

内閣府本府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室次長の併任は終了した
（再就職等監視委員会事務局長）内閣府事務官　**吉**田　徳幸

人事院に出向させる

（大臣官房）同　桑原　進
辞職を承認する
（文部科学省研究開発局原子力課核燃料サイクル室長）文部科学事務官　井出　太郎
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当）に転任させる
（内閣官房内閣情報調査室）内閣事務官　角田　哲也
内閣府事務官（日本学術会議事務局管理課長）に転任させる
（迎賓館総務課長）内閣府事務官　佐々木　明
大臣官房厚生管理官に配置換する
（大臣官房）同　古川　淳永
大臣官房参事官の併任を解除する
賞勲局審査官に配置換する
（同）同　高橋　敏明
経済社会総合研究所情報研究交流部長に配置換する
（大臣官房参事官）同　鎌田　修弘
迎賓館次長に配置換する
（農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長）農林水産技官　楠川　雅史
内閣府技官（食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長）に昇任させる
（調査官（政策統括官（共生・共助担当）付参事官（総括担当）付）内閣府事務官　北川　公也
大臣官房参事官に昇任させる
（沖縄総合事務局総務部総務課長）同　波平　康
沖縄総合事務局総務部長に昇任させる
（賞勲局調査官）同　寺越　将幸
賞勲局審査官に昇任させる
（独立行政法人国立公文書館理事）同　山谷　英之
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
総務省に出向させる
（大臣官房）同　春日　英二
大臣官房に配置換する
大臣官房参事官に併任する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　菊地　護
内閣府本府地方分権改革推進室参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）内閣事務官　中須賀　淳
内閣府技官（参事官（政策統括官（防災担当）付））に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　村瀬　剛太
内閣府事務官（孤独・孤立対策推進室参事官）に併任する
（東京地方検察庁検事）検事　田端理恵子
内閣府事務官（再就職等監視委員会再就職等監察官）に併任する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　大橋　聡
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（地域再生担当））に併任する
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　宇田川　徹
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（中心市街地活性化担当））に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　福田　和樹
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局参事官（コンテンツ振興担当））に併任する
（厚生労働省大臣官房付（医薬局）厚生労働技官　堀内　直哉
内閣府技官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　丸山　智
内閣府事務官（健康・医療戦略推進事務局参事官）に併任する
（同）同　三木　清香
健康・医療戦略推進事務局参事官の併任を解除する
宇宙開発戦略推進事務局参事官（総括担当）に併任する
（海上保安庁海洋情報部付）海上保安官　片桐　康孝
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（大陸棚・海洋調査担当））に併任する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　寺本　久幸
内閣府本府地方分権改革推進室参事官の併任を解除する
（東京地方検察庁検事）検事　植月　良典
内閣府事務官（再就職等監視委員会再就職等監察官）の併任を解除する
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　伊佐　寛
内閣府事務官（地方創生推進事務局参事官（地域再生担当））の併任を解除する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　白鳥　綱重
内閣府事務官（知的財産戦略推進事務局参事官（コンテンツ振興担当））の併任を解除する
（海上保安庁海洋情報部付）海上保安官　山尾　理
内閣府事務官（総合海洋政策推進事務局参事官（大陸棚・海洋調査担当））の併任を解除する
（参事官（生活関連施設等担当）（政策統括官（重要土地担当）付））に併任する　千葉　均
内閣官房に出向させる
（食品安全委員会事務局情報・勧告広報課長）内閣府技官　浜谷　直史
農林水産省に出向させる
（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（原子力担当））内閣府事務官　山之内裕哉
文部科学省に出向させる（以上四月一日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　三木　清香
宇宙開発戦略推進事務局参事官（総括担当）の併任を解除する
宇宙開発戦略推進事務局参事官（総括担当）に転任させる
（宇宙開発戦略推進事務局参事官（総括担当））内閣府事務官　松本　英登
文部科学省に出向させる（以上四月四日）
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　柿澤　雄二
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（大学改革・ファンド担当））の併任を解除する
大学改革・ファンド担当室参事官の併任を解除する（四月十日）
（大臣官房）内閣府事務官　市川　恭子
経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する
男女共同参画局に併任する（四月十四日）
（横浜地方検察庁検事）検事　澤田久美子
東京地方検察庁検事に配置換する（四月三十日）

会計検査院

会計検査院退職手当審査会委員に任命する（五月一日）
平井　文三

叙位・叙勲

○叙位

（京都大学名誉教授）西原　英晃
正四位に叙する
（九州大学名誉教授）近藤隆一郎
従四位に叙する
鶴田　拓夫
正五位に叙する（各通）平沼　重徳
海保　章　櫻井　寛
由井　亮二　涌井　達男
従五位に叙する（各通）倉島　勇夫
正六位に叙する（各通）島　信昭
青山　祐幸　岩井　良城
木村　昇　島倉　春美
田川　隆　所　基家
従六位に叙する（各通）山田　謙次
齋藤夫美雄　佐藤　養一
正七位に叙する（各通）前田　富雄
従七位に叙する（各通）世良　喜弘　渡部　徹
（以上三月二十四日）山里　洋介
従四位に叙する　倉島　勇夫
正五位に叙する　石田　肇　唐牛　皖夫
佐藤　博美　澤田　憲治
正六位に叙する（各通）安達　正　安在　幸宣
奥野　義廣　甲斐　昇三
（福島県天栄村議会議員）対馬　武二　津田　貞男
伏黒日出松　牧野登喜生
村上　則夫　本橋　健
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する　國司　彰男　木村　武司
湯澤　正典
従七位に叙する　徳永　利明　村田　雅信
（各通）（以上三月二十五日）小暮　計一

正五位に叙する

足立　徳藏（印西市議会議員）

従五位に叙する（各通）

安重　正勝　井上　征生
齊藤　雅次　菅原　士郎
野村　了一　村上　善郎

正六位に叙する（各通）

井出　寛喜　菊田　孝夫
佐藤　元巳　高尾　正慶
田邉　榮治　鳥生　武詩
比嘉　茂信　堀　清見

従六位に叙する（各通）

佐竹　良吉

正七位に叙する（各通）

田中　博功

従七位に叙する（以上三月二十六日）

川村　和彦

従四位に叙する

田中　剛

従六位に叙する（以上三月二十七日）

○叙勲

（福島県天栄村議会議員）
熊田　喜八

旭日双光章を授ける

斎藤　壽男　仲里　俊一
前田儀三郎　皆川　惣司

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）

櫻井　正夫

（印西市議会議員）
岡部　弘

旭日小綬章を授ける（三月二十六日）

近藤隆一郎

（九州大学名誉教授）
檜垣　伸人

瑞宝小綬章を授ける（各通）

坂本新太郎
上野　博明
櫻井　正夫
佐藤　脩一
大山　吉平
土戸　幸男
渡邊　愼
後野　和男
田中　宏紀
新原　一彦
田中　博功
川村　和彦
木下　勝之
櫻井　正夫
岡部　弘
近藤隆一郎
檜垣　伸人

岩井　良城　木村　昇　倉島　勇夫
齋藤夫美雄　諏江　幸伊　平沼　重徳
涌井　達男

瑞宝双光章を授ける（各通）

岩崎　文雄　世良　喜弘
永池　芳男　渡部　徹

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十四日）

唐牛　皖夫　佐藤　博美　澤田　憲治
対馬　武二　村上　則夫　村田　雅信
本橋　健　弓林　卓巳

瑞宝双光章を授ける（各通）

内山　幸憲　北山　一仁　津田　貞男
橋口　亘　水野　格正

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）

安重　正勝　井上　征生　上野　博明
大山　吉平　後野　和男　田中　博功
土戸　幸男　村上　善郎

瑞宝双光章を授ける（各通）

木下　勝之　佐藤　秋男
中川　正良　比嘉　茂信

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）

川村　和彦

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十七日）

田中　剛

瑞宝小綬章を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、マーシャルの憲法記念日につき、四月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、イスラエルの独立記念日につき、四月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

令和七年五月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

1

水先人試験を行う期日及び場所、受験申請書の提出先及び提出期限並びに合格発表日

一　新たに一級水先人、二級水先人又は三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	期日	場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区、仙台湾水先区、鹿島水先区、東京湾水先区、新潟水先区、伊勢三河湾水先区、大阪湾水先区、内海水先区、関門水先区、長崎水先区、島原海湾水先区及び鹿児島水先区	令和七年六月十七日	神戸運輸監理部（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（兵庫県神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎郵便番号六五〇―〇〇四二）	令和七年五月二十七日（郵送による場合は、五月二十七日必着）	合格発表日は、神戸運輸監理部より通知する。

備考

筆記試験は、受験申請書に添付される健康証明書により実施する身体検査に合格した者に対して行う。

ロ　口述試験

期日及び場所並びに合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所を管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）より通知する。

2

その他

一　郵便により受験申請するときは、氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手百十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

二　試験の詳細については、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

三　筆記試験又は口述試験を受けることができなかった者、又はこれに合格しなかった者に対して、筆記試験又は口述試験の追試験を行う場合は、試験を行う場所を管轄する地方運輸局より通知する。

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の５第３項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第６項の規定により公告する。

１．業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等

・商号又は名称　ＳＩＶＥＸ株式会社

・住所又は所在地　東京都港区虎ノ門四丁目３番１号城山トラストタワー36階

２．業務廃止命令年月日

令和７年４月16日

令和７年５月２日

関東財務局長　目黒　克幸

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月２日　　中部経済産業局長　寺村　英信

名　　称	協同組合エヌシーリンク
本店の所在地	岐阜県岐阜市金園町一丁目16番地
登録番号	中部（ク）第５号
営業廃止年月日	令和７年３月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年４月９日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸か建設株式会社　佐々木一暢　宮城県加美郡加美町字赤塚37番地　国土交通大臣許可（特―06）第10326号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

準禁治産宣告取消
公示催告
失踪に関する届出の催告
失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区大手町２丁目３番２号
清算株式会社　ライフタイムコンサルティング株式会社
代表清算人　西村　謙三
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２号
福井県敦賀市公文名４号31番地
清算株式会社　株式会社ＤＳＫ
代表清算人　新谷　徳治
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

令和７年（ヒ）第３００６号
大阪府門真市脇田町32番22号
清算株式会社　株式会社ＭＳ
代表清算人　鈴木　正美
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１号
長崎県対馬市美津島町鶏知甲490番地の１
清算株式会社　株式会社ＳＫ
代表清算人　伊藤浩一郎
１　決定年月日　令和７年４月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所厳原支部

令和７年（ヒ）第３号
宮崎県都城市松元町３街区20号
清算株式会社　株式会社Ｎ商事
代表清算人　中山　雅和
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０６９号
東京都江東区佐賀１丁目１番14号
清算株式会社　原ヘルス工業株式会社
１　決定年月日　令和７年４月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２４号
京都市右京区嵯峨天龍寺車道町８番地
清算株式会社　株式会社リフレクション
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１４号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー13階
清算株式会社　エイチエス株式会社
代表清算人　平野　治彦
１　決定年月日　令和７年４月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、エイチエス株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.i-nos.co.jp/company/ir

(乙) https://www.j-access.co.jp/koukoku/

令和七年五月二日

東京都中央区日本橋本石町三丁目三番一〇号

(甲) 株式会社ｉ－ＮＯＳ

代表取締役　宮崎　健司

大阪市中央区淡路町四丁目二番一三号

(乙) 日本アクセス株式会社

代表取締役　宮崎　健司

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりメディアスホールディングス株式会社（乙、住所東京都千代田区有楽町一丁目二番二号）の物流戦略部及び物流推進部に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した事業年度はありません。

(乙) https://www.medius.co.jp/ir/announcement/

令和七年五月二日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

メディアスグループ物流準備株式会社

代表取締役　酒井　辰一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

茨城県つくば市並木二丁目二番地一八

合同会社ヘルプリバー

代表社員　湯澤　晴美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社ＴＭ電設とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

名古屋市東区葵三丁目一一番二〇号（葵２１ビル二〇三号）

合同会社ＴＭ電設

代表社員　三輪亮太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日であり、組織変更後の商号は、ＨＯＬＤＥＲ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

名古屋市熱田区伝馬三丁目二番五号ファミリアーレ熱田伝馬町八〇三号

合同会社Ｈｏｌｄｅｒ

代表社員　大野　翔平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

京都市西京区御陵峰ケ堂町二丁目三七番地七

合同会社ソーラーシステム

代表社員　田川　和輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

熊本県熊本市東区健軍四丁目九番一号

合同会社Ａｌｂａ

代表社員　中島　彩紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

大分県国東市国東町田深四四三番地

合同会社パッチワークカンパニー

代表社員　岡野　望美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

栃木県日光市木和田島一三七三番地三六八

みなとハイツＢ一〇一

合同会社ＳＡＫＩＧＡＫＥ　ＥＡＳＴ

代表社員　吉原　聡美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

東京都町田市小山町一二〇五番地一九

合同会社ジェイプラス

代表社員　中村　友哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億三千四百九十八万円減少し、九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/26538/announces

令和七年五月二日

東京都中央区日本橋本町三丁目八番四号

Ｕｂｉｅ株式会社

代表取締役　久保　恒太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百二十五万二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二日

東京都港区新橋四丁目三〇番六号京急中はらビル三階

株式会社トーキョーヴィジョン

代表取締役　清水　匠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六万円減少し四十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

東京都八王子市旭町七番一一号

合同会社八王子栄サポート

代表社員　清水　栄

資本金の額の減少公告

当社は、令和六年四月三十日開催の社員同意により、資本金の額を金四百万円から金三百万円減少し金百万円とすることを決議いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

兵庫県西宮市若草町一丁目五番一四号

合同会社Ｃｏｌｏｒｓ

代表社員　河上勇次郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二日

山口県周南市大字徳山四七〇二番地の五

株式会社グランドスラム

代表取締役　村本裕一郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番一〇号

光世証券株式会社

代表取締役　**巽**　大介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十四億四千六百三十一万一千一百五十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十三日

掲載頁　八十二頁（号外第十三号）

令和七年五月二日

愛媛県松山市宮田町一七九番地

ダイハツテン株式会社

代表取締役　一色　義治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億五千万円、資本準備金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　北鹿新聞

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　四頁

令和七年五月二日

秋田県大館市釈迦内字稲荷山下一九番地一

東光鉄工株式会社

代表取締役　菅原　訪順

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月二日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社ＢＣＭ３６

代表取締役　檀野　英次

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松尾眞理子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

東京都江東区新砂三丁目二番九号

ＮＢＣ　Ｏｌｙｍｐｉｃｓ　ＬＬＣ

日本における代表者　松尾眞理子

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＬＬホールディングス2株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月三日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二日

福岡県福岡市東区松島三丁目三〇番二三号

株式会社ルルアーク

代表取締役　長友　伸二

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和七年六月二日をもって暗号資産交換業において取り扱っている「ビットコインキャッシュ（以下「ＢＣＨ」といいます。）」、「ライトコイン（以下「ＬＴＣ」といいます。）」の取り扱いを廃止することといたしました。

令和七年五月二日時点でのお客様からのＢＣＨ、ＬＴＣにかかるお預入れ資産はございませんので、本件にかかる返還は発生いたしません。令和七年六月二日時点で当社が管理するＢＣＨ、ＬＴＣにかかるお預入れ資産につきましては、以下のとおり、返還手続きを行います。

一　お客様のＢＣＨ、ＬＴＣは、お客様が指定する送付先ウォレットアドレスに対して当社から送付する方法により返還いたします。

二　当社が定める期限までに前記一の方法によることが困難な場合には、当社が適当と判断する時期および方法により返還いたします。

以上、資金決済に関する法律第六十三の二十第三項の規定により公告いたします。

令和七年五月二日

大阪市西区江戸堀二―一―一江戸堀センタービル

株式会社ガイア

代表取締役　小倉　基宏

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億千六百九十八万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/tokyo_residential2_tmk202412

令和七年五月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/giraffe_investment_tmk202412

令和七年五月二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　ジラフインベストメント特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和七年一月八日厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載第一回掲載（令和七年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和七年五月二日

富山県富山市鍋田一八番六号

富山ヤクルト販売株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　澤井　宇如

訂正公告

令和七年四月十六日掲載の組織変更公告中、住所「秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地」とあるは、「秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地一」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月二日

秋田県北秋田市阿仁戸鳥内字家ノ前一〇二番地一

農事組合法人すずき農産

理事　鈴木　豊

正誤

ページ	段	行	誤	正
一一二			令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布厚生労働省令第三十二号（医療法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）	令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布厚生労働省令第三十二号（医療法施行規則等の一部を改正する省令）（印刷誤り）
一一二	一	一二	第一条改正後欄五	改正後欄表中欄一～一六
一一三	一	七	五	表中下欄終りから六
一一四			〃	〃

誤	正
要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から控除した割合を乗じて得た額）を控除した額	要する費用の見込額（当該額に給付費割合を乗じて得た額に限る。）、介護納付金の納付に要する費用の見込額及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の見込額を除く。）（前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に一から控除した割合を乗じて得た額）を控除した額
第一号ホに掲げる割合	第一号ホに掲げる割合